

常滑市立三和小学校いじめ防止基本方針

(R7.4.4 改訂)

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 三和小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む。

学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていく。

(3) 三和小学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の教育目標である「たくましく生きるための基盤となる力を養い、生涯に亘り、心身ともに健康で、人間性豊かな児童を育成」は、そのままいじめ防止につながる教育活動である。豊かな三和の自然を生かすとともに、コミュニティ・スクールを推進し、三和っ子を取り巻く温かい地域社会と連携、協力していじめのない学校生活を実現する。
- ② 合い言葉である「三和っ子みんなでわっしょい!!学校・家庭・地域が総力をあげて三和っ子を育む」を教職員が一丸となって目指すことで、礼儀正しく道徳的実践力があり、人間性豊かな思いやりのある心豊かな児童の育成に努める。
- ③ 全職員がいじめ防止の基本理念を共有し、協力していじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」という一連の取組を、PDCAサイクルで年間を通して実施する。
- ④ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織し、事案に対して組織として対応する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校・虐待防止対策委員会の設置

- ＜実施回数＞ 職員会議後
- ＜構成員＞ 全教職員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
- ＜役割＞
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価
 - ② 教職員の共通理解と研修
 - ③ 児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ④ いじめアンケートの集約及び対応の検討

(2) 生徒指導部会の開催

- ＜実施回数＞ 事案発生時および月1回程度
- ＜構成員＞ 生徒指導主任、教育相談担当、通学団担当、交通安全担当、養護教諭、関係職員
- ＜役割＞
 - ① いじめ問題に関する情報交換
 - ② いじめ問題に関する学年連携の協議

(3) 緊急対策会議の開催

- ＜実施回数＞ いじめ事案発生時
- ＜構成員＞ 校長、教頭、教務、校務、生徒指導主任、発生学年教諭、養護教諭
事案による関係者（ＳＣ、ＳＳＷ、スクール・ロイヤー（ＳＬ）、市教委、警察、
児相、子育て支援課、社協等）
- ＜役 割＞ ①事案の指導体制と方針決定
②事実確認と情報の共有
③関係児童への指導・支援と保護者との連携
④関係機関への連絡と連携
⑤事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 認め合う学級づくり
 - ・児童同士の関わりを大切にするとともに、それぞれに個に応じた役割をもたせ、さまざまな学級での生活を協力して進めていけるよう指導する。その中で互いに認め合い、共に成長していける学級づくりを進める。
- 児童が主体的に学習に取り組める授業づくり
 - ・日々の授業を大切にし、全ての児童が進んで学び、協力して課題を解決することができる授業づくりに努める。そのために、個々の児童の実態把握に努めるとともに教師の働きかけと授業展開の工夫を研究し、児童が分かる楽しさや喜びを実感できる授業を目指す。
 - ・ICT 機器を効率よく積極的に活用し、学習活動のより一層の充実に努める。
- 道徳教育・人権教育の充実
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実に図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。特に、本校をとりまく自然環境と地域社会を生かし、児童の豊かな心を育くむ教育活動を進める。
 - ・人権週間において、人権に関する講話を行い、児童の人権意識の高揚を図る。（12 月）
- 情報モラル教育の推進
 - ・児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
 - ・プログラミング教育を通して、コンピュータをより適切に、効果的に活用していく力を育成する。
 - ・学年に応じて、授業公開の場を生かし、情報モラルについて児童と保護者が一緒に考えることのできる機会を設ける。
- 児童集会の開催
 - ・児童会活動において、異学年交流を中心とした集会活動を計画・実践し、児童の主体的な活動によって互いを思いやる気持ちを育てる。
- 保護者への啓発
 - ・ＰＴＡの各種会議や懇談会等において、学校のいじめの実態やいじめ防止の取組等について情報提供したり、家庭の協力に向けてホームページや学校だより等で啓発したりする。
- 教職員の連携・資質向上
 - ・日頃からの情報交換・意思疎通を心がけ、様々な問題に対応できる協力協働体制を構築するとともに、定期的に情報交換会・研修会を開催し、児童理解やいじめ対応に関する資質向上及び情報の共有に努め、担任一人ではなく「チームで対応する」という意識を高める。

(2) いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、「本人の訴え」を受け止め、積極的に認知する。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、

いじめの実態把握に取り組むようにする。

○いじめアンケートの実施（５年保管）

- ・いじめについての実態を把握し、意図的・計画的に指導を進めるために、いじめに関するアンケートを年４回（６月・９月・１１月・２月）に実施する。

○教育相談の充実

- ・児童との会話や生活日記、保健室の様子等、学校生活の中で児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・定期的な教育相談週間を年３回（６月・１１月・２月）設けて、児童一人一人と教育相談を実施する。

○相談できる人間関係づくり

- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて相談しやすい環境を整える。

○相談箱（トトロのはあとボックス）の設置

- ・保健室前に相談箱を設置することで、人前で相談しにくいことなどを手紙に書いて相談し、最も相談しやすい先生に悩みを伝えることができるようにする。

○外部相談機関の紹介

- ・いじめ相談電話等の外部の相談機関やＳＣ（県・市）、ＳＳＷを紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

（３）いじめに対する措置（早期対応の取組）

○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

○常滑市教育委員会との連携

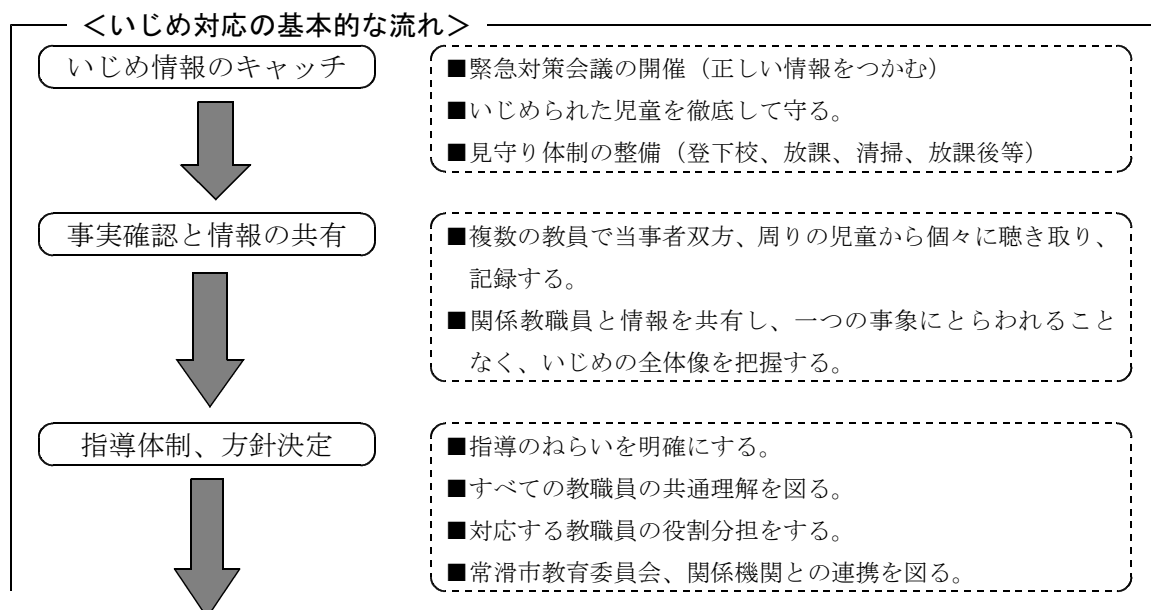
- ・常滑市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

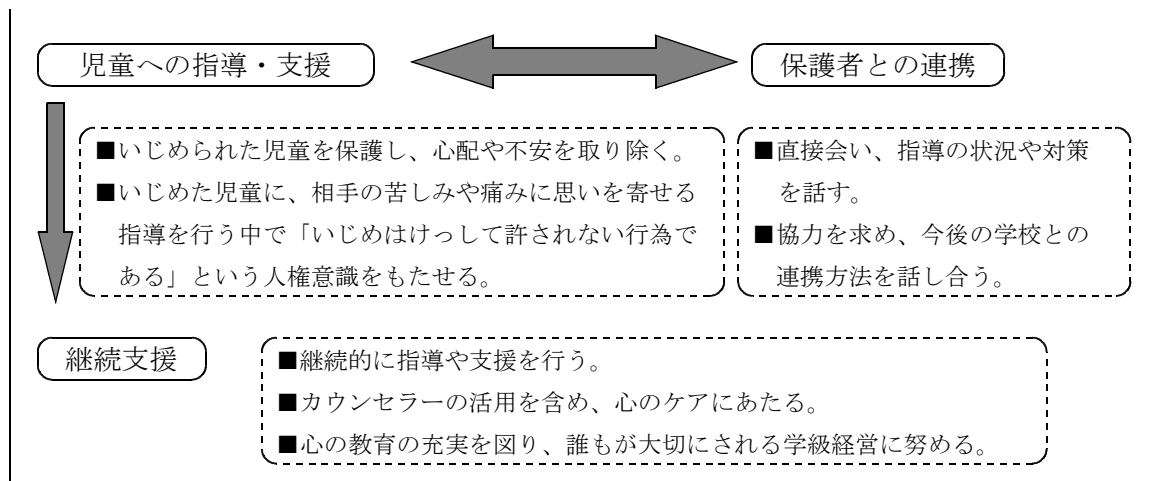
○関係機関との連携

- ・教職員の共通理解、保護者の協力、ＳＣ、ＳＳＷ、ＳＬ等の専門家や、警察署、児童・障害者相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。

○児童への指導・支援

- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・被害児童が安心して教育を受けられるよう、別室で学習できる体制を整備することができるよう、必要な措置をとる。
- ・加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。





(4) ネット上のいじめへの対応

○保護者への啓発・連携

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、「三和っ子」(学校通信)、学年通信等、各種通信やPTAの各種会合、懇談会において、積極的に広報活動を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

○情報モラル教育の実施

- ・ネットモラルに関わる学活や道徳の授業、学校保健委員会での取り上げ等、児童への情報モラル教育を行う。

○関係諸機関との連携

- ・学校単独で対応することが困難な場合は、常滑市教育委員会と相談しながら、SL、警察署や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

(5) いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 全ての教職員は、いじめ防止対策推進法、基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針を効果的に運用し、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応を徹底する。
- いじめ防止対策推進法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害の「疑い」の段階から取り扱い、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応ができるように平時から備えておく。また、いじめ対策組織については、各教職員が適切に役割分担を行い、実効的な役割を果たせるようにするとともに、市教育委員会や関係諸機関と連携体制を構築する。
- 重大事態の考え方や、警察との連携などについて入学時や各年度の開始時に保護者等にあらかじめ説明したり、ホームページに掲載したりするなどし、重大事態発生時の対応について周知を行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - 等
- いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・年間30日を目安とする。
 - ・連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態調査の目的

この調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。

(3) 調査組織

○学校いじめ対策組織方式

学校いじめ対策組織の職員ほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家が参画した調査組織。公立性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織になるよう努める。

○第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。事務局機能は学校内において重大事態と直接関係のない職員が担う。

(4) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、詳細な事実関係を調査する。

【調査例】

- ・これまでの対応記録
- ・過去の教育相談アンケート、面談記録
- ・担任への聴き取り
- ・関係児童、保護者からの聴き取り、アンケート調査
- ・学校以外の関係機関への聴き取り

○学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、主体的に再発防止に取り組む。

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等の調査は警察へ援助を求め、連携して対応する。

A 対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○対象児童から十分に聴き取り調査を行う。

○在籍児童や担任に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

- ・対象児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先して調査を実施する。

○調査による事実関係を確認する。

○いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

○対象児童に対して、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

B 対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

○対象児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議する。

○協議に基づいた調査を実施する。調査方法としては、在籍児童や担任に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) 対象児童・保護者への事前説明

①重大事態に当たると判断した後、速やかに以下の項目を説明・確認する。

- ・重大事態の別・根拠
- ・調査の目的
- ・調査組織の構成に関する意向の確認
- ・調査事項の確認
- ・調査方法や調査対象者についての確認
- ・窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

②調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で以下の説明をする。

- ・調査の根拠・目的
- ・調査組織の構成
- ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ・調査事項・調査対象
- ・調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ・調査結果の提供
- ・調査終了後の対応

③対象児童・保護者が調査や事案の公表を望まない場合

- ・望まない場合にも、いじめ防止対策推進法に基づき調査を行う。
- ・対象児童・保護者の意向を確認し、調査方法や進め方を工夫したり、外部への公表を行わなかったりするなど、柔軟に対応できることを説明する。

（７）関係児童・保護者への説明等

- ①（６）②「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で以下の説明をする」について対象児童・保護者と同様に説明を行い、調査に関する意見があれば、聴き取り調整をする。
- ②調査結果を取りまとめた調査報告書を対象児童・保護者に提示、提供、説明することを聴き取り調査実施前に説明する。
- ③関係児童・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及や、その他の争訟への対応を直接の目的とするのではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明する。

（８）対象児童生徒・保護者への調査結果の提供及び報告

①対象児童及びその保護者に対する適切な情報提供

調査により明らかになった詳細な事実関係と、検討した実効的な再発防止策について、対象児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

②調査結果の報告

調査主体は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和６年８月 改定版）」に基づき、調査報告書を作成し、市教育委員会へ提出・報告する。

③調査報告書において提言された再発防止策について真摯に受け止め再発防止策の確実な実施に取り組む。

５ 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に１回実施（12月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

６ その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は、年度当初に学校のホームページに掲載する。

- いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- 学校行事は自己存在感や自己肯定感を高めることができるため、未然防止の取組に入れています。

＜年間計画＞

	いじめ・不登校・虐待防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の指導計画、内容の確認	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○校区巡回 ○授業公開 ○PTA評議員会
5月		○体力テスト ○修学旅行		○給食試食会
6月		○ペア読書 ○野外教育活動	○教育相談週間 ○いじめに関するアンケート	○学校保健委員会
7月				○個人懇談会
8月	A ↓ P	○現職研修 ○中間評価→検証	○LGBTQ+研修会	○PTA評議員会 ○三和っ子育成協議会
9月		○「学校いじめ防止基本方針」の再確認	○身体測定 ○いじめに関するアンケート	○授業公開 ○三和っ子フェスティバル
10月		○保健指導（心と体の成長） ○運動会 ○校外学習		
11月		○「学校いじめ防止基本方針」の内容の再確認 ○ペア読書	○教育相談週間 ○いじめに関するアンケート	
12月	C ↓ A	○「取組評価アンケート」の実施→検証		○学校保健委員会 ○個人懇談会 ○学校評価アンケート ○PTA評議員会
1月			○身体測定	○授業公開
2月		○自己評価 ○校外学習 ○ペア読書	○教育相談週間 ○いじめに関するアンケート	○三和っ子育成協議会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○6年生送る会 ○児童会役員選挙		○三和っ子育成協議会 「学校評価」の検討
通年	へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○日々の情報交換 ○あいさつ運動 ○PTAとの情報交換

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。